

【海外拠点】山口銀行釜山支店、山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所  
 【現地駐在】TTB銀行(タイ・バンコク)、日本政策金融公庫バンコク駐在員事務所(タイ・バンコク)  
 HD銀行(ベトナム・ホーチミン)、明倫国際法律事務所ホーチミンオフィス(ベトナム・ホーチミン)



## 【ベトナム】

## 外国人労働者（技能実習、特定技能）の活用について

## 1. はじめに

コロナウイルスの感染対策により厳しい社会的隔離措置をとっていたベトナムですが、10月より大幅に規制が緩和され、ワクチン接種を条件に様々な経済活動が再開されています。

オフィスビルやショッピングモール等に入館する際には、「PC - Covid」という携帯アプリにて、ワクチン2回接種済みの証明書「グリーンカード」を提示すること、QRコードによる健康申告をすることが徹底されています（写真①）。

10月28日には、5月末より店内飲食が禁止されていたホーチミン市内の飲食店も、アルコールの提供禁止（一部の感染抑制エリアでは提供可）、スタッフのワクチン接種完了、人数制限ならびに座席間の間隔を空けることを条件に、約5か月ぶりに解禁されました。

また18時以降の外出も解禁され、ホーチミン市1区のメインストリートであるグエンフエ通りは若者や家族連れで連日賑わっています（写真②、11月29日）。



写真①（筆者撮影）：入社時の健康申告



写真②（筆者撮影）：グエンフエ通り

一方で、規制緩和以降、1日あたりの新規感染者数は増加傾向にあり、11月22日に1万人を超えて以来、連日1万人超を記録しています。この数値は社会的隔離措置をとっていた頃の数値を超えているのですが、11月29日時点で、ベトナム政府は新たな社会的隔離措置については公表していません。

ワクチン接種率（1回目済71.7%、2回目済50.4%、参照：Our World in Data、11月

27 日付) が上昇してきたこともあり、経済優先の方針をとっています。ワクチンや特効薬の普及により、日越間の自由な往来が早期に実現して欲しいものです。

さて、今回は技能実習生をはじめとする外国人労働者の概要についてご紹介したいと思います。

※なお、日本政府は、変異株「オミクロン株」の感染拡大を防止するため、11月30日より外国人の受入れを再度禁止しています。受入れ再開の時期は現状未定ですが、再開後の採用活動の一助になれば幸いです。

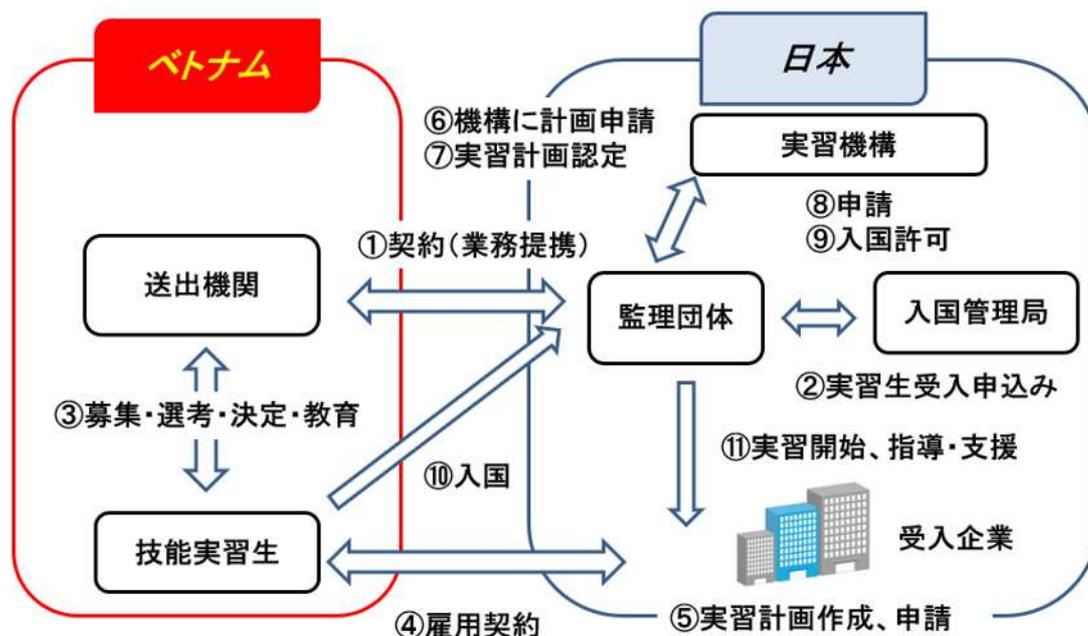
## 2. 在留資格、外国人労働者の雇用状況について

外国人が日本で長期間滞在ならびに就労するためには、ビザ（査証）の他に在留資格を取得する必要があります。出入国在留管理庁の在留資格一覧表（令和3年8月現在）によると、活動資格（就労、非就労）29種、居住資格（日本人の配偶者、定住者など身分に基づく資格）4種の計33種の在留資格が存在しています。

令和2年10月末時点の厚生労働省の公表によると、日本国内の外国人労働者数は1,724,328人。国籍別では、ベトナムが最多の443,998人（全体の25.7%）、中国419,431人（24.3%）、フィリピン184,750人（10.7%）の順となっています。

在留資格別では、「身分に基づく居住資格者」が546,469人（31.7%）、「技能実習」が402,356人（23.3%）、「資格外活動」（うち約8割が留学）370,346人（21.5%）の順となっています。平成31年4月に新設された「特定技能」は7,262人（0.4%）と僅かであり、活動資格としては、未だに「技能実習」が中心となっています。

## 3. 技能実習生採用までの流れについて



団体監理型によるスキーム図（筆者作成）

技能実習生のほとんどは団体監理型と呼ばれる形式で入国しています。団体監理型とは、事業協同組合や商工会等の非営利団体（監理団体）が、送出機関と受入企業の橋渡しをするものです。

監理団体は、入国前の外国人技能実習機構や入国管理局への各種申請を支援し、受入後も企業への支援や監理を担当します。

送出機関は、監理団体からの依頼を受けて技能実習生を募集、募集後は6～12か月間にわたり基礎的な日本語や日本での生活習慣について教育を行います。

現在、ベトナム国内の認定送出機関は499機関が存在しますが、外国資本による事業は禁止されているため、全てベトナム企業となっています。

#### 4. 「特定技能」と「技能実習」の違いについて

新設された「特定技能」と「技能実習」は名称が似ていますが、内容には大きな違いがあります。先ず始めに、「技能実習」が日本の技術を習得し自国で活かしてもらう国際貢献を主目的としていることに対し、「特定技能」は、日本企業の人手不足を補うことが目的となっています。

「特定技能」では、就業可能な14業種（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業）が規定されており、「技能実習」では禁止されていた単純労働も可能となっています。

「特定技能」の在留資格を取得するためには、就業分野毎に実施される技能試験、日本語試験に合格する、もしくは技能実習2号を良好に修了することが必要です。

また、「特定技能」は、送出機関や監理団体を中継する必要がなく、企業と候補者で完結することから、労使双方にとってコストを抑えることができます。

名称	特定技能	技能実習
制度目的	日本企業の人手不足解消	技能の習得、国際貢献
対象	14業種	85職種 156作業
特徴	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受入人数の制限がなく（介護、建設を除く）、単純労働の従事も可能。</li> <li>送出機関や監理団体が不要であり、コストを抑えられる。</li> <li>特定技能2号の場合、家族の滞在が可能。</li> <li>永住者の資格を得ることができる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能資格者は同業分野間での転職が可能であり、早期離職のリスクがあ</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3年～5年と長期間の雇用が期待できる。</li> <li>送出機関や監理団体はノウハウがあり経験豊富、人材確保や手続きに慣れている。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受入企業の常勤職員総数に応じて実習生の受入人数に制限がある。</li> <li>採用までに各種業者の介入が必要でありコスト負担がある。</li> </ul>

	る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入後も各種報告など事務作業が煩雑。</li> </ul>
--	----	----------------------------------------------------------------------

新型コロナウイルスの影響により海外からの入国が禁止されていることから、本制度による就労件数はまだ僅かですが、人手不足の課題を抱える地方都市にとって、今後、有益な制度になることは間違いありません。

#### 5. 外国人労働者の活用について

よくある進出の事例として、技能実習生が帰国するタイミングで海外拠点を設立するケースがあります。言語やビジネス慣習が異なる海外でビジネスを成功させるためには、現地の事情に精通した人材を確保することが重要になります。

また、日本本社で働くことで、自社の強みや特徴、日本式のビジネスノウハウについても学習させることができます。

時間をかけて育てた人材をただ帰国させてしまうのは、大きな機会損失です。国内の人手不足解消だけでなく、将来的な海外進出を視野に入れ、外国人労働者の活用をご検討されてみてはいかがでしょうか。

#### 6. おわりに

山口フィナンシャルグループでは、ベトナムをはじめとする海外事業展開を検討されているお客様のサポートを行っております。

ベトナムには、法律事務所及び現地銀行に出向者が駐在しており、技能実習生の送出国関や、高度人材を取り扱う人材会社とのコネクションを有していることから、幅広いニーズへのご対応が可能です。

また、人材に限らず、海外への事業展開に少しでも興味をお持ちの方は、お気軽にお取引店、または山口フィナンシャルグループ海外戦略部までお問い合わせください。

(山口フィナンシャルグループ 海外出向【ベトナム】 織田 恭範)

#### 【参考文献】

出入国在留管理庁サイト：<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html>

厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16279.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16279.html)

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）：<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>

リフト株式会社運営 GLOBAL HR MAGAZINE：

<https://global-hr.lift-group.co.jp/39>

<https://global-hr.lift-group.co.jp/40>